

広島修道大学ウエスタン音楽部
カントリーマスターズOB会 規約

平成18年6月17日

- 第1条 本会は、カントリーマスターズOB会(略称カンマスOB会)と称す。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦、現役との交流及び発展に協力する事を目的とする。
- 第3条 本会は、広島修道大学サークルOB会連合会に入会する。(年会費1万円)
- 第4条 本会の事務局(カントリーマスターズOB会)は、次の通りとする。
- 株式会社 理舎 内 〒730-0842 広島市中区舟入中町2-14
TEL082-295-3083 FAX082-295-3673
- 第5条 原則として、広島修道大学ウエスタン音楽部に在籍した同窓生すべてが会員資格を有する。
- 第6条 会費は、次の通りとする。
- 年会費 3,000 円 (年1回郵便振替にて納費)
- 第7条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。
- 第8条 会計は、年1回会計報告をする。
- 第9条 カンマスOB会事務局は、会報を年1回以上発行する。
- 第10条 役員は次の通りとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。
1. 幹事……各年度より、1名以上選出。また原則として、OB会幹事を現役の当該年度三役から1名以上選出するものとする。
 2. 次の役員は、幹事の中から選出する。
会長1名、幹事長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計長1名
- 第11条 総会は、年1回以上とし、会長または会長の委任を受けた幹事長が召集する。
(会計年度末から3ヵ月以内)
- 第12条 幹事会は、会員3名以上の申し出により、申し出を受理した日より1ヶ月以内に、会長または幹事長が開催しなければならない。
- 第13条 各会は、会員3名以上の出席により、成立する。
- 第14条 各会の決議は、出席会員の1/2以上の賛成を要す。
- 第15条 規約の改正及び変更は、総会の決議を要す。

改正 昭和45年2月10日、昭和48年11月10日、昭和54年11月15日、昭和58年3月10日
昭和60年6月22日、平成1年7月9日、平成14年2月10日